

平成 22 年度予算執行計画

平成 22 年 5 月 17 日
総務省予算執行監視チーム

1 予算監視・効率化の推進体制

(1) 予算執行監視チームの構成、役割

総務省予算執行監視チーム（以下「チーム」という。）は、「総務省予算執行監視チーム運営要領」（平成 22 年 1 月 29 日）に基づき、総務副大臣、総務大臣政務官、別に定める総務省顧問等により構成し、「予算編成等の在り方の改革について」（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）等を踏まえ、以下のような予算執行の効率化に向けた自律的な取組を行う。

- ① 予算監視・効率化に向けた取組計画の策定及び進捗管理
- ② 予算監視・効率化の取組みに係る自己評価
- ③ 予算執行上の重要な決定等についての事前審査
- ④ 行政事業レビューの実施
- ⑤ 国民の声の受付
- ⑥ 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組み
- ⑦ 予算執行の情報開示の充実
- ⑧ 政策達成目標明示制度の実施

(2) チームに参画させる外部有識者及びその役割

別に定める外部有識者は、チームに対して必要な助言を行う。

(3) チームの定例会議等

少なくとも四半期に 1 回、チーム定例会議を開催するほか、必要に応じて随時、チーム会議を開催する。

なお、チーム定例会議は、原則として、外部有識者の参加を求めるものとする。

(4) 推進実務を担う組織の設置、構成及び役割

チームの下に、会計課及び政策評価広報課の職員により構成する作業グループ（以下「グループ」という。）を置き、チームの取組に係る実務を担う。

2 予算監視・効率化に向けた取組計画

(1) 支出等に関する計画の策定

別紙 1 に定める重要予算案件、補助金等（補助金等に係る予算の執行の

適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）、庁費及び旅費について、支出等に関する計画を策定する。

なお、補助金等に係る計画については、予算の計画的な執行を促進する観点から、交付手続の迅速化、早期交付等の具体的な改善事項について盛り込むものとする。

(2) 支出等に関する計画の進捗把握・管理等

グループは、支出等に関する計画を取りまとめ、当該計画の進捗状況について、四半期毎に取りまとめたうえ、チームへ報告し、公表する。

なお、庁費及び旅費については、年度末の事務経費等の無駄な駆け込み執行や不要不急な出張の防止に十分留意し、月次で把握・管理する。

(3) 予算執行計画を含む、予算監視・効率化の取組み全体の自己評価の実施

① 実施時期・頻度

四半期及び年度終了後に自己評価を実施する。

② 自己評価の方法・内容

計画の達成状況、予算執行の具体的な改善状況（補助金等の交付手続の迅速化、早期交付等）、経費の削減状況等について評価する。

(4) 予算執行上の重要な決定等についての事前審査

① 事前審査の対象等

ア 重要予算案件

別紙1に定める重要予算案件については、委託費における事業者選定、補助金の交付決定、物品調達や役務請負契約の決定等について、原則として担当大臣政務官が事前審査を行う。

イ 独立行政法人及び公益法人関係予算案件

別紙2に定める独立行政法人及び公益法人関係予算案件については、上記アと同様に、原則として担当大臣政務官が事前審査を行う。

また、別紙2以外の予算案件で、公募、入札等手続きにおいて、独立行政法人または公益法人が支出先となることが見込まれる場合についても、上記アと同様に、原則として担当大臣政務官が事前審査を行う。

② 事前審査を実施する際の観点

予算執行の「必要性」、「有効性」、「効率性」等の観点から事前審査を行う。

(5) 「行政事業レビュー」の実施

「行政事業レビューのための行動計画」等に基づき、予算が最終的にど

こに渡り（支出先）、何に使われているか（使途）について、実態を十分に把握した上で、その事業の遂行が税金投入の効率性や効果の面から適切であるか検証する。

（６）国民の声の受付・対応、改善への取組み

① 国民の声を受け付ける体制

インターネット（ＨＰ）または郵送により、広く国民の声を受け付ける。

② 受け付けた国民の声を分析し、改善に活かす仕組み

国民からの声のうち重要なものについてはチームへ報告し、少なくとも年１回は、国民からの声の状況と、これらへの対応・改善結果をとりまとめ、公表する。

（７）予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組み

① 職員からチームに対する改善等の提案制度

グループにおいて、広く職員からの意見・提案を受け付ける。

② 予算に係る職員の意識向上を図るための教育・研修

予算執行監視に係る作業を通じて、必要な知識・技術の修得を図ること等により、予算執行の効率性向上に努める。

（８）予算執行の情報開示の充実

① 支出状況に関する情報

毎月の支出状況について、所管、組織及び項別に、四半期毎に公表する。そのうち、庁費及び旅費については、目別に公表する。

② 公共調達に関する情報

ア 「公共調達の適正化について（平成１８年８月２５日財計第２０１７号）」に基づき、競争入札と随意契約の別、公共工事と物品等・役務の別に分け、少額のものを除き全ての契約に係る情報を、契約を締結した日の翌日から起算して７２日以内（４月に締結した契約については９３日以内）に公表する。

イ 「総務省随意契約見直し計画（平成１９年１月改定）」等により、競争性のない随意契約から競争性のある契約への移行を進めるとともに、見直し後も競争性のない随意契約として残らざるを得ないものについて、四半期毎に公表する。

③ 補助金等に関する情報

補助金等の交付決定については、事業名、補助金交付先名、交付決定額、支出元会計区分、支出元（目）名称及び補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日について、四半期毎に取りまとめ、当該四半期終了時から４５日以内を目途に公表する。なお、交付決定額の公表が、交付先法人における入札予定価格を推知させる等の特段の問題が

ある場合は、公表時期を遅らせることができる。

④ 特定の経費に関する情報

ア 委託調査費

委託調査費の支出状況については、調査の名称と概要、契約の相手方名、契約形態、契約金額、契約締結日及び成果物（概要）について、四半期毎に取りまとめ、当該四半期終了時から４５日以内を目途に公表する。

イ タクシー代

タクシー代の支出状況について、会計別及び組織別に、四半期毎に取りまとめ、当該四半期終了時から４５日以内を目途に公表する。

なお、上記取組に伴い、「総務省行政支出総点検ＰＴ」は廃止する。

(9) 補足事項

① チームが行う業務の委任

チームは、その責任の下で、「予算監視・効率化チームに関する指針」を踏まえて、自ら行うべき業務を他の組織に委任することができる。ただし、その場合にあっては、必要な報告を受ける体制を整えるとともに、委任した業務が適切に行われているか、適宜適切な方法で確認するものとする。

② 計画の変更手続き

本計画の変更は、チームの決定により行う。